

### 固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有者に課税されます。所有権移転登記が年内に完了しない場合は、次年度も元の所有者に課税されます。固定資産の売買・相続等をしたときは、早めに法務局で手続きをしてください。

- 所有者がお亡くなりになったときは、相続登記が完了するまでの間、相続人の中から納税通知書等の書類を受け取る代表者を届け出てください。
- 令和6年1月2日以降、土地の利用状況の変更(宅地を畑にした等)や、建物を解体した等で登記の変更をしていない場合は届け出てください。
- ※山林や農地を太陽光発電設備用地や駐車場等に転用した場合、宅地または雑種地として地目認定するため、評価額や税額が大幅に上がります。

☎資産税課(☎0848-38-9162・☎0848-38-9164)  
因島瀬戸田資産税係(☎0845-26-6228)

### 事業をされている皆さんへ 償却資産の申告はお早めに

市内で事業を営んでいる個人や法人(工場や商店などの経営、駐車場やアパートなどの貸し付け、太陽光発電設備を設置し売電している人など)のうち、1月1日現在、市内に償却資産を所有している人は、令和7年1月31日(金)までに申告してください。

※「償却資産申告について」の案内を12月中旬に発送します。申告書が届かない人や、新たに償却資産の申告が必要な人はご連絡ください。

■償却資産とは  
土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その事業のために用いている構築物・機械・器具備品などのことです。

☎資産税課(☎0848-38-9164)

### 高齢者の事故防止について

全国的に60歳以上の人の海中転落事故が多数発生しています。尾道海上保安部管内でも海中転落事故者の7割以上が60歳を超えた人で、死亡・行方不明が6割に上ります。

- 釣りや散歩など海辺に行くときは事故を防止するため、
- ・救命胴衣や浮く物を用意する
- ・出来るだけ複数で行動する
- ・早朝や夜間など足元が暗い時間帯は行かない
- ・体調管理を行い、絶対に無理をしない

など自らの身を守る行動をしましょう。万が一、事故に遭ったら「118番」へ通報しましょう。

☎尾道海上保安部交通課(☎0848-22-2109)

### 政治家の寄附・あいさつ状は禁止です

年末年始は、歳暮や年賀など贈り物の多くなる季節です。しかし、政治家(立候補予定者も含む)が選挙区内の人にお金や物を贈ったり、有権者が寄附を求めたりすることは法律で禁止されており、違反すると罰せられます。

また、政治家が選挙区内の人に年賀状等の時候のあいさつ状を出すことも禁止されています。

☎選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会(☎0848-38-9258)



贈らない・求めない・受け取らない

### 手話通訳者が窓口で お手伝いします

☎12月17日(火)、令和7年1月21日(火) 9:00~12:00

手話通訳が必要な人は社会福祉課窓口へお越しください。市役所本庁での手続きなどをお手伝いします。

※来庁時間が分かる場合は事前にお知らせください。

☎社会福祉課(☎0848-38-9125・☎0848-38-9206)

✉s-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp



### 国保 後期 「医療費のお知らせ」を発送します

医療機関を受診した内容(医療機関名、受診年月、患者負担額等)をお知らせする通知です。確定申告の医療費控除で利用することができます。※2回目の通知より前に確定申告をする場合、11・12月診療分の医療費控除は領収書で行う必要があります。

※確定申告の医療費控除に関することは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※発送日から届くまでに1週間程度かかる場合があります。

#### ■国民健康保険の被保険者

年に2回、各世帯主宛に通知します。  
発送予定時期【1回目】令和7年1月31日(金) (1~10月診療分)  
【2回目】令和7年2月28日(金) (11~12月診療分)

※送付不要の世帯は「医療費通知送付不要の届出書」を提出してください。(昨年度までに届け出をしている場合は不要)

☎保険年金課(☎0848-38-9142)

#### ■後期高齢者医療の被保険者

年に2回、各被保険者宛に通知します。  
発送予定時期【1回目】令和7年1月末頃 (1~10月診療分)  
【2回目】令和7年3月中旬 (11~12月診療分)

☎広島県後期高齢者医療広域連合医療費通知コールセンター(☎050-3385-1009/受付期間:1回目発送日の翌日~令和7年3月31日(月)平日8:30~17:15)※受付期間以外に対応していません。

### 国保 後期 交通事故など第三者から傷害を受けたときには届け出が必要です

交通事故や暴力行為など第三者(自分以外の人)の行為によってケガや病気になり、医療機関にかかったときの支払いは、本来、加害者に負担の義務があります。損害賠償として加害者が被害者の治療費を負担するのが原則です。

保険証(資格確認書・マイナ保険証含む)を使って医療機関を受診する場合には、必ず事前に国保・後期の保険窓口にご相談のうえ届出書類を提出してください。また、受診の際に医療機関に第三者(加害者)から傷害を受けた旨を伝えてください。保険者(尾道市国保・後期高齢者医療広域連合)が治療費の一部を立て替えて支払い、後から加害者(損保会社)に対して立て替えた額を請求します。

#### 「第三者行為」となる事例



相手のいる交通事故でケガをしたとき/他人のペットに噛まれたとき/暴力行為を受けたとき/飲食店で食べたものが原因で食中毒にかかったとき/他者所有の建物などの設備欠陥によりケガをしたとき/スキーやスノーボード中での衝突事故  
※いずれの場合も労災保険が適用された場合は届出の必要はありません。

☎保険年金課、各支所(御調は御調保健福祉センター)

※後期高齢者医療の人は「広島県後期高齢者医療広域連合」も可。

■届出する人 【国民健康保険】被保険者の属する世帯の世帯主 【後期高齢者医療】被保険者

※被害者が加入する損害保険会社の代行申請も可。

☎保険年金課(☎0848-38-9142)

### 犯罪被害の無料相談

刑法犯罪の認知件数は2年連続で上昇しており、誰もが予期せぬ犯罪被害に巻き込まれるおそれがあります。下記の相談先では、警察への届け出について迷っているようなことについても、幅広く相談に対応しています。少しでも気になることがあれば、連絡してみてください。秘密は守られます。

☎(公社)広島被害者支援センター(☎082-544-1110)  
性被害ワンストップセンター(☎#8891)

### 日曜にも受け取れます マイナンバーカード

☎マイナンバーカード(個人番号カード)の交付案内が届いた人  
☎12月15日(日) 8:30~12:00  
次は令和7年1月12日(日)です。

☎本庁市民課のみ  
※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の4日前までに交付場所変更の連絡をしてください。

☎マイナンバーカード交付通知書兼照会書(交付案内に同封)  
・本人確認書類(交付案内参照)  
・通知カード(回収します)  
・住民基本台帳カード(回収します・お持ちの人のみ)

☎市民課(☎0848-38-9166)

### 金曜日は午後7時まで市民課 関係窓口を時間延長します

☎本庁市民課、因島総合支所市民生活課  
☎各種証明書(戸籍・住民票・印鑑証明・所得証明)の発行、パスポートの受け取りなど

※住所変更、パスポートの申請はできません。

☎市民課(☎0848-38-9102)  
因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)

※所得に関する証明については、事前に担当課へご確認ください。

☎収納課(☎0848-38-9172)  
因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)



■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。☎日時間 場所 対象 内容 電話 ☎料金 持ち物 締切 電子メール 印刷 ホームページ